

## 住民監査請求（独禁法違反による賠償請求等）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年1月22日に提出された住民監査請求について、令和2年3月16日に請求人（3人）に監査結果を通知しました。（棄却、監査結果は同年同月13日決定）

### 1 請求の要旨

平成29年2月2日付けで公正取引委員会から株式会社富士通ゼネラルに対する排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことにより、本市は下記の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、何らの措置をとっていないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたる。

市長に対し、富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルから下記の各契約に関して下記の金員を市に支払わせるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

- ・本件契約1

株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金

- ・本件契約2ないし4

富士通株式会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金

株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金

### 2 監査の結果（棄却）

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、消防救急デジタル無線機器等の製造請負契約の締結を行う本市職員等は、当該契約に関して契約条項や関係法令に反するなど必要があると認めるときは、損害賠償を求める等本市の損害の回復をはかる職務上の義務があると解され、株式会社富士通ゼネラルが公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことにより、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、本市との消防救急デジタル無線機器等の製造請負契約における契約条項違反行為（本件契約1に係る株式会社富士通ゼネラル、本件契約2ないし4に係る富士通株式会社）又は本市に対する不法行為（本件契約1に係る株式会社富士通ゼネラル、本件契約2ないし4に係る株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社）に当たり、本市に損害賠償請求権が生じていることが明らかであるにもかかわらず、債権を行使していない場合は、不行使を正当化する特段の事情がない限り、財産（債権）の管理を怠るものとして違法となるというべきである。

まず、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、本件契約1ないし4の契約条項違反に当たり、本市に損害賠償請求権が生じているかについて検討する。

本件契約1については、契約相手方である株式会社富士通ゼネラルが、独占禁止法に基づく排除措置命令等を受け、これが確定したときは、契約条項による損害賠償請求権が生じるといえるが、当該排除命令等は確定していないため債権は発生しておらず、本件契約1の契約条項第25条第1項第1号ないし第3号の違反行為があったとはいえない。

本件契約2ないし4については、契約相手方である富士通株式会社は、独占禁止法に基づく排除措置命令等の名宛人ではないため、当該契約条項違反行為の当事者とはいえず、契約条項第25条第1項第1号ないし第3号の違反行為をしたとはいえない。

また、本件契約1においては、株式会社富士通ゼネラル又は株式会社富士通ゼネラルの役員若しくは使用人が、本件契約2ないし4においては、富士通株式会社又は富士通株式会社の役員若しくは使用人が、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、これが確定したときは、契約条項による損害賠償請求権が生じているといえるが、当該判決が確定した事実は認められないため債権は発生しておらず、本件契約1ないし4の契約条項第25条第1項第4号の

違反行為があったとはいえない。

よって、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社に、本件契約1ないし4の契約条項第25条第1項第1号ないし第4号に該当する事由があるとはいえず、本市が損害賠償請求権を有するとは認められない。

次に、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、不法行為に当たり、本市に損害賠償請求権が生じているかについて検討する。

この点、株式会社富士通ゼネラルに対する平成29年2月2日付け公正取引委員会からの排除措置命令等は確定していないが、次のような事実が認められる。

- ・排除措置命令により、「5社は、特定消防救急デジタル無線機器を自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店、工事業者等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて消防救急デジタル無線機器を納入していた。」「入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし」とされている。
- ・排除措置命令等により、「(株式会社富士通ゼネラルを含む) 5社は、共同して特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していた」とされている。
- ・株式会社富士通ゼネラルに対する命令は確定していないが、他の4社はこれを認めており、これらに対する命令は確定している。
- ・株式会社富士通ゼネラルに対する課徴金納付命令の違反行為の理由において、談合により「(略) 公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、(略) 独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。」とされており、課徴金算定の対象物件に、違反行為の実行期間中に入札が実施された本件契約1ないし4が挙げられ、その契約額が算定の基礎となる売上額に算入されている。

確かに、株式会社富士通ゼネラルに対する排除措置命令等は確定していないことから、談合という不法行為が明らかになされたとは断定することはできないとしても、上記の点から、当該契約において株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社らにおいて共同不法行為による談合があったということは極めて蓋然性が高いと判断せざるをえない。

当該談合がなされていたとすると、受注価格の低落防止等を図るために納入予定メーカーの決定等について合意がなされており、公正な入札によって形成されていたであろう価格より割高なものとなっていたと考えられ、この差額が本市の損害に当たるといえる。

これらから、当該談合行為が明らかになされていたとは断定することはできないが、仮になされていたとした場合、本市は株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているといえる。

その場合、当該損害賠償請求権につき、本市職員等が違法不当にその行使を怠っているかの判断については、最高裁判例で判示されていることから、本市職員等は、速やかに当該債権の行使をするべきであるが、令和2年1月20日付けで、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社らに対して、損害賠償金及び遅延損害金を請求する旨の通知をし、民法第153条による催告を行っていることから、本市職員等に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとはいえない。

また、損害賠償額の算定については、談合がなかった場合に公正な競争入札により形成されたであろう「想定落札価格」と実際の入札価格の差額に相当する金額であり、「想定落札価格」は、本件の談合期間後に他の自治体で談合がなく締結されたと考えられる類似の契約情報から算定した平均的な落札率に基づき算定しており、一定の合理性が認められ妥当なものとして判断でき、遅延損害金についても、本市が支払った請負代金の支払い日から年5%の割合で計算した金額を請求しており、妥当なものとして判断できる。

よって、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。